

「いずもの里山林の保全活動助成金事業」概要

【目的】

森林の持つ公益的機能の発揮を目的に、荒廃した里山林の景観維持や侵入竹の除去、竹林整備といった森林整備を行う市民に対して助成を行い、里山林整備の促進を図る。

【助成対象者】

市内で森林整備活動を行う 3名以上が所属する団体

【助成内容】

区分	助成対象活動	助成対象経費	助成金の額
1. 里山林保全活動	広葉樹等の植栽、雑草木の刈払い・集積処理、落ち葉かき、枯損木の除去等の活動	森林整備活動に必要な苗木、消耗品等の購入費、刈払い機・チェーンソー等の燃料費、参加者の傷害保険料等。ただし、人件費は、助成対象経費としない。	・新たに施業開始の場合 26,000 円/ha 以内 ・他の事業で施業済みの場合 18,500 円/ha 以内
2. 侵入竹除去・竹林整備活動	広葉樹等の植栽、竹・雑草木の伐採・搬出処理等の活動	森林整備活動に必要な苗木、消耗品等の購入費、刈払い機・チェーンソー等の燃料費、参加者の傷害保険料等。ただし、人件費は、助成対象経費としない。	・新たに施業開始の場合 61,000 円/ha 以内 ・他の事業で施業済みの場合 46,000 円/ha 以内
3. 草刈り活動	上記 1 又は2の活動を行う前に必要な作業道や林道等 ^(注) の草刈り	草刈りのための刈払い機の燃料費等。ただし、人件費は助成対象経費としない。	延長 10m 当たり幅員 (m) × 100 円以内

- ・助成金交付回数は、当該年度において同一団体は 1 回限り。
- ・助成事業に対して助成金を受けられる期間は、通算して 3 か年を限度とする。

(注) 対象となる作業道や林道等は、道路法に規定する国道又は県道を除く、出雲市道路・河川ふれあい愛護活動助成金において対象外となる道路。

※他の事業とは…

- ・里山林活性化による多面的機能発揮対策事業
- ・緑の募金公募事業又は県民参加の森づくり事業
- ・その他、国や県等での交付金対象の事業 など・・・

【お問い合わせ先】

出雲市農林水産部森林政策課 担当：成相、竹内 0853-21-6996

【申請のながれ】

（１）補助金等交付申請書の提出

添付書類

- ①事業計画書
- ②収支予算書
- ③位置図、計画図、事業実施前の写真
- ④土地所有者との施業に関する協定書又は委託契約が分かるもの
（新たに施業を開始する場合）

⇒交付決定通知書を受け取った後、申請された事業計画に基づいて、施業を開始してください。

（２）補助事業等実績報告書の提出

添付書類

- ①事業報告書
- ②収支決算書
- ③集合写真、活動前中後の写真（近景・遠景）
- ④領収書の写し

（３）補助金交付請求書、口座番号等届出書の提出

添付書類

- ①口座名義（金融機関名及びカナ部分）が確認できる通帳の写し
- ②交付決定通知書又は交付確定通知書の写し

